

京都市会計管理者訓令第1号

会計室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和8年9月30日

京都市会計管理者 長谷川 昌史

別表会計室次長及び担当課長の項専決事項の欄の第5号を削り、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

(会計室)